

**令和3年度 小樽市生活困窮者自立支援事業
実績報告書**

令和4年8月

小樽市福祉総合相談室「たるさぽ」

目 次

| | |
|----------------------------|-----|
| 1 「たるさぽ」事業概要 | |
| 1-1 概要 | 1 |
| 1-2 「たるさぽ」の体制 | 1 |
| 2 相談支援実績 | |
| 2-1 相談件数等 | 2 |
| 2-2 支援方法 | 3 |
| 2-3 相談者の年代 | 4 |
| 2-4 相談経路 | 5 |
| 2-5 相談内容(複数回答) | 6 |
| 2-6 相談終結者数 | 7 |
| 2-7 相談支援事例 | 8、9 |
| 3 就労支援実績 | |
| 3-1 就労支援実績 | 10 |
| 3-2 就労支援事例 | 11 |
| 4 就労準備支援実績 | |
| 4-1 就労準備支援実績 | 12 |
| 4-2 就労準備支援事例 | 13 |
| 5 住居確保給付金支給実績 | |
| 5-1 住居確保給付金支給実績 | 14 |
| 6 家計改善支援実績 | |
| 6-1 家計改善支援実績 | 14 |
| 7 子どもの学習・生活支援実績 | |
| 7-1 子どもの学習・生活支援実績 | 15 |
| 8 その他の取組実績 | |
| 8-1 新型コロナウイルス感染症に関する支援について | 16 |
| 8-2 貸付及び現物支給の実績 | 17 |
| 8-3 食料等支給の実績 | 18 |
| 8-4 事業説明及び連携依頼先 | 18 |
| 8-5 講師派遣等 | 18 |
| 8-6 イベント参加 | 18 |
| 8-7 イベント開催 | 18 |
| 8-8 無料職業紹介 | 18 |
| 8-9 視察受入等 | 19 |
| 8-10 研修・会議等出席状況 | 20 |

1 「たるさぼ」事業概要

1-1 概要

小樽市では、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、平成27年4月1日から小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を開設しました。その後、令和3年度に小樽市の機構改革に伴い、福祉総合相談室「たるさぼ」に名称を変更するとともに、市庁舎内に移転して業務を行っています。

「たるさぼ」では、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。

具体的には、生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者自立相談支援事業（必須事業）、住居確保給付金（必須事業）及び生活困窮者就労準備支援事業（任意事業）のほか、令和元年度から家計改善支援事業（任意事業）と子どもの学習・生活支援事業（任意事業）を実施しています。

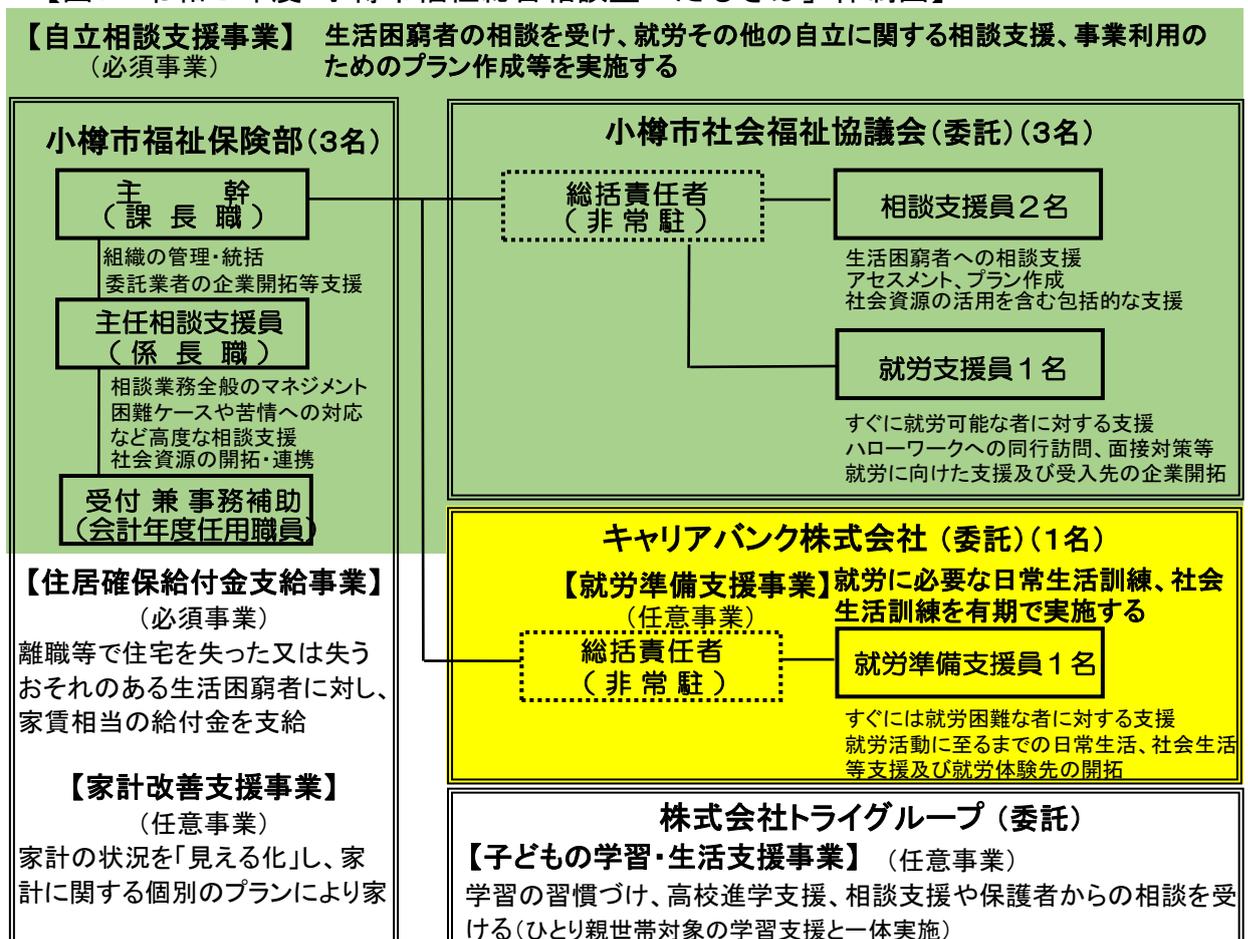
1-2 「たるさぼ」の体制

自立相談支援機関として、市直営＋委託事業者の協働で事業を実施しております。小樽市から主幹（課長職）、主任相談支援員（係長職）、会計年度任用職員（事務補助）を各1名、小樽市社会福祉協議会から自立相談支援事業に係る相談支援員2名及び就労支援員1名を配置しています。なお、主任相談支援員は家計改善支援員も兼ねています。

また、任意事業である就労準備支援事業を実施するため、キャリアバンク株式会社から就労準備支援員1名を配置しています。

そのほか、子どもの学習・生活支援事業として、中学生、高校生の児童をもつひとり親世帯を対象とする学習支援と一体的に実施しており、株式会社トライグループに委託しています。

【図1 令和3年度 小樽市福祉総合相談室「たるさぼ」体制図】

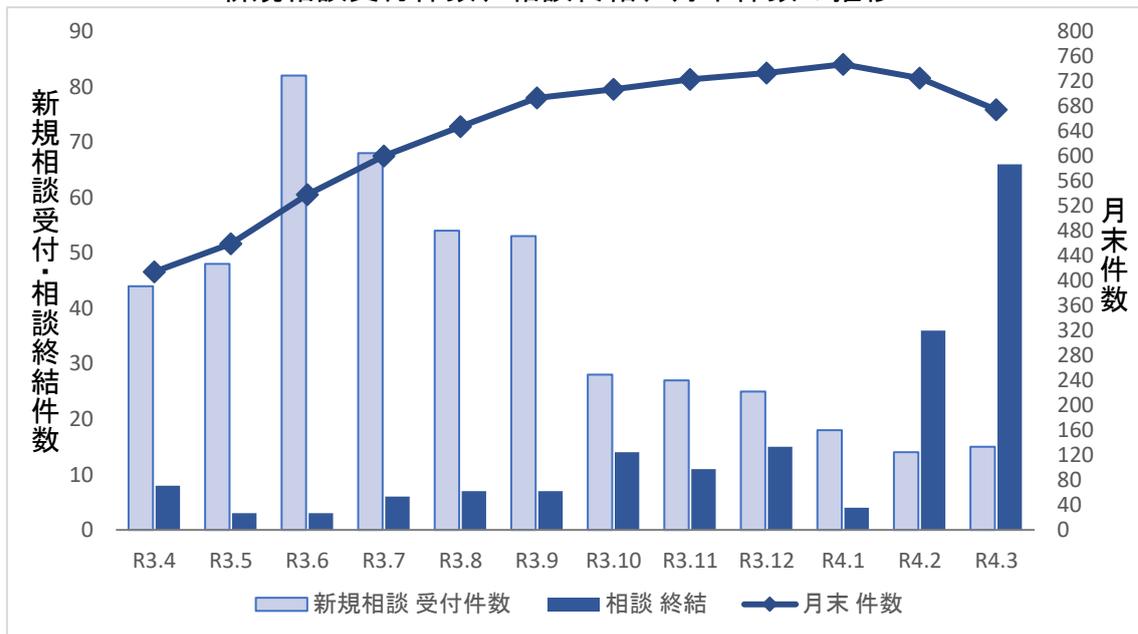


2 相談支援実績

2-1 相談件数等

| | 新規相談 | | | 延べ 対応件数 | プラン作成数 | | プラン 中断・終結 | 相談 終結 | 月末 件数 |
|-------|------|-----|-----|------------|--------|----|--------------|----------|----------|
| | 受付件数 | 男性 | 女性 | | 新規 | 更新 | | | |
| R3.4 | 44 | 29 | 15 | 275 | 10 | 1 | 2 | 8 | 414 |
| R3.5 | 48 | 30 | 18 | 234 | 7 | 1 | 0 | 3 | 459 |
| R3.6 | 82 | 47 | 35 | 288 | 5 | 6 | 0 | 3 | 538 |
| R3.7 | 68 | 36 | 32 | 311 | 3 | 1 | 4 | 6 | 600 |
| R3.8 | 54 | 34 | 20 | 286 | 1 | 6 | 0 | 7 | 647 |
| R3.9 | 53 | 19 | 34 | 255 | 5 | 1 | 1 | 7 | 693 |
| R3.10 | 28 | 19 | 9 | 261 | 1 | 0 | 4 | 14 | 707 |
| R3.11 | 27 | 11 | 16 | 316 | 11 | 3 | 2 | 11 | 723 |
| R3.12 | 25 | 15 | 10 | 287 | 2 | 2 | 3 | 15 | 733 |
| R4.1 | 18 | 9 | 9 | 191 | 3 | 2 | 1 | 4 | 747 |
| R4.2 | 14 | 4 | 10 | 216 | 1 | 2 | 5 | 36 | 725 |
| R4.3 | 15 | 5 | 10 | 256 | 1 | 2 | 56 | 66 | 674 |
| R3年度 | 476 | 258 | 218 | 3,176 | 50 | 27 | 78 | 180 | 674 |
| R2年度 | 643 | 391 | 252 | 3,687 | 89 | 9 | 32 | 371 | 378 |
| R元年度 | 227 | 117 | 110 | 3,094 | 26 | 15 | 38 | 255 | 106 |
| H30年度 | 253 | 137 | 116 | 3,008 | 45 | 19 | 41 | 267 | 134 |

新規相談受付件数、相談終結、月末件数の推移

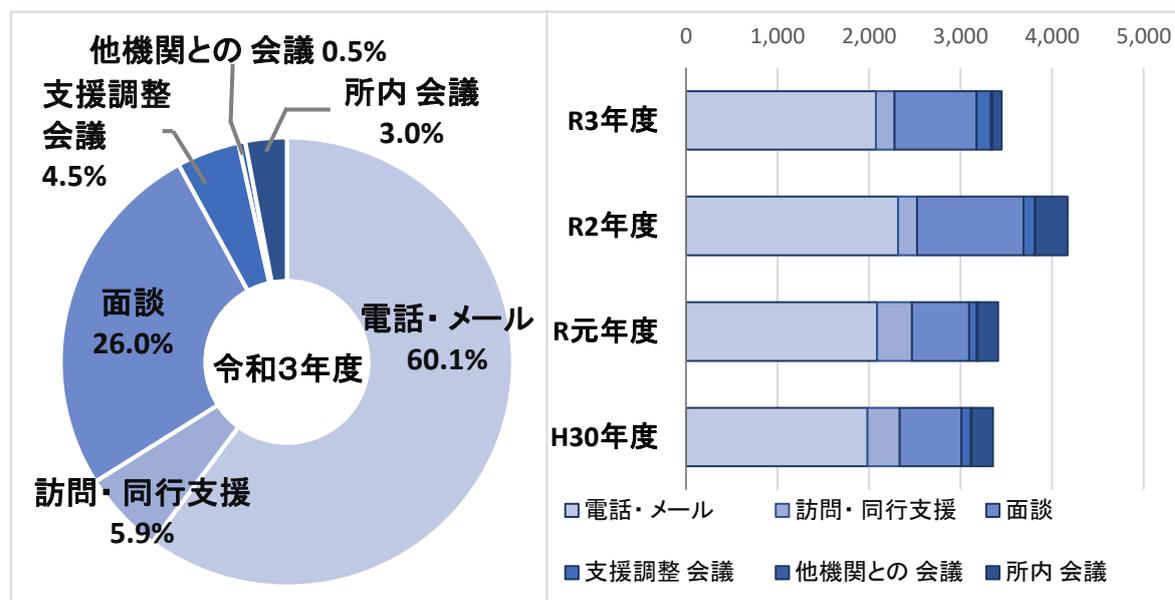


●分析

- ・新規相談受付件数については、476件と前年度に比べ減少している。
要因としては、令和2年度から続いている新型コロナウイルス感染症の影響が若干であるが落ち着いてきたことによるものと思われるが、コロナ禍以前の相談件数と比べると依然として多い状況が続いている。また、延べ対応件数とプラン作成数の新規の数値は減少したものの、更新については増加しており、コロナ禍により相談者の困窮状態が長期化していることが伺える。
- ・令和元年度に国が示した目安値は、対象地区人口10万人当たり16件/月であるが、本市の令和2年1月1日現在の人口114,425人をもとに算出した「たるさぼ」の相談件数は34.7件/月であり、目安値を大きく上回っている。

2-2 支援方法

| | 電話・メール | 訪問・同行支援 | 面談 | 支援調整会議 | 他機関との会議 | 所内会議 | 合計 |
|-------|--------|---------|-------|--------|---------|------|-------|
| R3.4 | 185 | 14 | 76 | 13 | 0 | 6 | 294 |
| R3.5 | 163 | 12 | 59 | 8 | 0 | 3 | 245 |
| R3.6 | 187 | 7 | 94 | 11 | 1 | 3 | 303 |
| R3.7 | 204 | 9 | 98 | 8 | 1 | 2 | 322 |
| R3.8 | 181 | 19 | 86 | 7 | 1 | 7 | 301 |
| R3.9 | 143 | 20 | 92 | 7 | 3 | 6 | 271 |
| R3.10 | 175 | 20 | 66 | 5 | 3 | 10 | 279 |
| R3.11 | 211 | 13 | 92 | 16 | 0 | 9 | 341 |
| R3.12 | 184 | 33 | 70 | 7 | 3 | 12 | 309 |
| R4.1 | 123 | 14 | 54 | 6 | 4 | 3 | 204 |
| R4.2 | 148 | 21 | 47 | 8 | 1 | 31 | 256 |
| R4.3 | 171 | 22 | 63 | 59 | 0 | 10 | 325 |
| R3年度 | 2,075 | 204 | 897 | 155 | 17 | 102 | 3,450 |
| | 60.1% | 5.9% | 26.0% | 4.5% | 0.5% | 3.0% | 100% |
| R2年度 | 2,318 | 205 | 1,163 | 125 | 8 | 349 | 4,168 |
| | 55.6% | 4.9% | 27.9% | 3.0% | 0.2% | 8.4% | 100% |
| R元年度 | 2,088 | 379 | 627 | 81 | 10 | 224 | 3,409 |
| | 61.2% | 11.1% | 18.4% | 2.4% | 0.3% | 6.6% | 100% |
| H30年度 | 1,984 | 351 | 673 | 103 | 12 | 230 | 3,353 |
| | 63.3% | 9.7% | 17.9% | 2.9% | 0.9% | 5.3% | 100% |

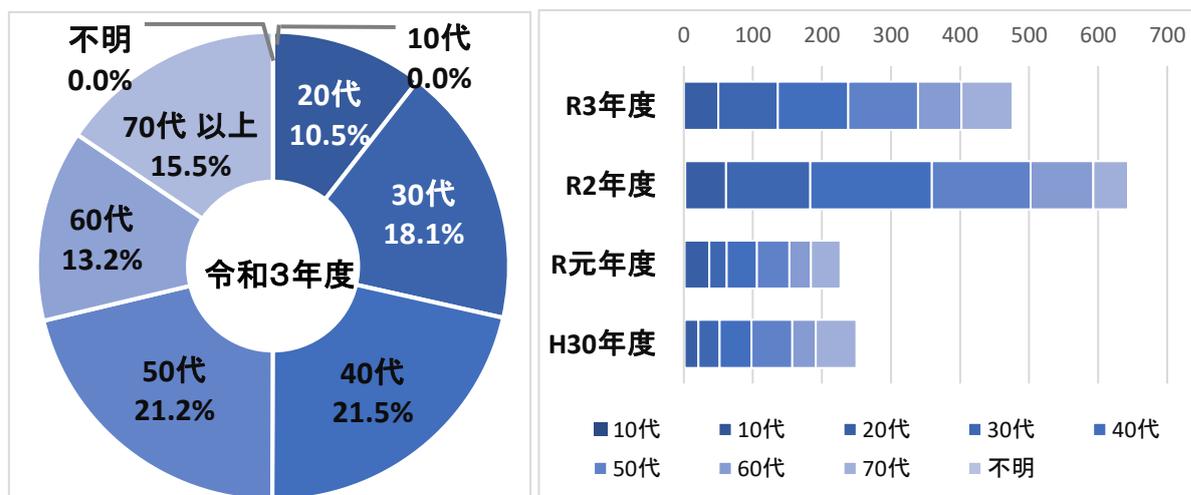


●分析

- ・電話・メールによる支援が最も多く全体の6割を占めている。訪問・同行支援の件数はほぼ前年並みであるが、来所による面談は前年より減少している。理由として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く中で外出を控える傾向が続いていることや、生活福祉資金の特例貸付等の支援の利用が一巡したによるものと思われる。
- ・同行支援には、市役所での各種手続（生活保護申請、税及び保険料等の収納相談など）のほか、債務整理相談や、貸付等、庁外関係機関での相談件数を含んでいる。
- ・面談による相談については、新型コロナウイルス感染症に対する支援策として、住居確保給付金の支給要件緩和や、社会福祉協議会が行う緊急小口資金等特例貸付手続きにおいて自立相談支援機関との面談が必要とされたため著しく増加した。
- ・支援調整会議等、上記の会議以外にも、週1回の所内ミーティングにより支援の状況などの情報共有を図っているほか、月1回は社会福祉協議会の貸付担当者も交えたミーティングを実施し、貸付利用者に係る情報交換と全ケースの進捗状況の確認を行っている。

2-3 相談者の年代

| | 10代 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代以上 | 不明 | 合計 |
|-------|-----------|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|-----------|-------------|
| R3.4 | 0 | 3 | 6 | 14 | 7 | 10 | 4 | 0 | 44 |
| R3.5 | 0 | 5 | 13 | 11 | 11 | 5 | 3 | 0 | 48 |
| R3.6 | 0 | 8 | 13 | 19 | 19 | 13 | 10 | 0 | 82 |
| R3.7 | 0 | 10 | 11 | 12 | 16 | 9 | 10 | 0 | 68 |
| R3.8 | 0 | 4 | 12 | 8 | 11 | 9 | 10 | 0 | 54 |
| R3.9 | 0 | 6 | 5 | 12 | 12 | 9 | 9 | 0 | 53 |
| R3.10 | 0 | 2 | 5 | 8 | 10 | 0 | 3 | 0 | 28 |
| R3.11 | 0 | 2 | 9 | 7 | 5 | 2 | 2 | 0 | 27 |
| R3.12 | 0 | 1 | 5 | 7 | 4 | 1 | 7 | 0 | 25 |
| R4.1 | 0 | 4 | 2 | 2 | 3 | 1 | 6 | 0 | 18 |
| R4.2 | 0 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 4 | 0 | 14 |
| R4.3 | 0 | 2 | 3 | 1 | 1 | 2 | 6 | 0 | 15 |
| R3年度 | 0 0.0% | 50 10.5% | 86 18.1% | 102 21.5% | 101 21.2% | 63 13.2% | 74 15.5% | 0 0.0% | 476 100% |
| R2年度 | 2 0.3% | 59 9.2% | 122 19.0% | 176 27.4% | 143 22.2% | 91 14.2% | 50 7.8% | 0 0.0% | 643 100% |
| R元年度 | 1 0.4% | 36 15.9% | 25 11.0% | 44 19.4% | 47 20.7% | 31 13.7% | 43 18.9% | 0 0.0% | 227 100% |
| H30年度 | 1 0.4% | 20 7.9% | 31 12.3% | 46 18.2% | 59 23.3% | 34 13.4% | 59 23.3% | 3 1.2% | 253 100% |



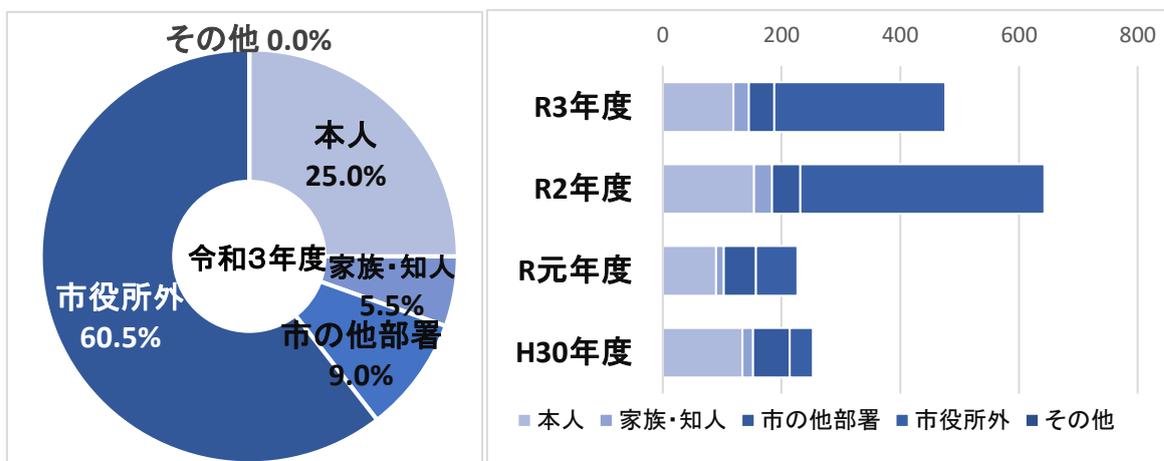
●分析

・幅広い年代からの相談があったが、30代から50代までがそれぞれが20%程度と多く、これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の停滞等により、特に稼働年代が失業や収入減少などの影響を強く受けたことによるものと考えられる。

・70代以上の高齢者の相談も増加しているが、年金収入のみで生活できず、就労していた高齢者が、稼働年代と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により、失職や収入減少するなどして、生活維持が困難となったことなどによるものと考えられる。

2-4 相談経路

| | 本人 | 家族・知人 | 関係機関等からの紹介 | | その他 | 合計 | |
|-------|-------|-------|------------|-------|-------|------|------|
| | | | 市の他部署 | 市役所外 | | | |
| R3.4 | 9 | 0 | 35 | 3 | 32 | 0 | 44 |
| R3.5 | 6 | 2 | 40 | 3 | 37 | 0 | 48 |
| R3.6 | 16 | 2 | 64 | 6 | 58 | 0 | 82 |
| R3.7 | 12 | 4 | 52 | 6 | 46 | 0 | 68 |
| R3.8 | 8 | 2 | 44 | 8 | 36 | 0 | 54 |
| R3.9 | 16 | 3 | 34 | 4 | 30 | 0 | 53 |
| R3.10 | 7 | 5 | 16 | 3 | 13 | 0 | 28 |
| R3.11 | 8 | 1 | 18 | 1 | 17 | 0 | 27 |
| R3.12 | 8 | 3 | 14 | 1 | 13 | 0 | 25 |
| R4.1 | 15 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 18 |
| R4.2 | 7 | 1 | 6 | 4 | 2 | 0 | 14 |
| R4.3 | 7 | 1 | 7 | 4 | 3 | 0 | 15 |
| R3年度 | 119 | 26 | 331 | 43 | 288 | 0 | 476 |
| | 25.0% | 5.5% | 69.5% | 9.0% | 60.5% | 0.0% | 100% |
| R2年度 | 154 | 30 | 459 | 48 | 411 | 0 | 643 |
| | 53.0% | 7.1% | 39.9% | 24.5% | 15.4% | 0.0% | 100% |
| R元年度 | 90 | 13 | 124 | 54 | 70 | 0 | 227 |
| | 39.7% | 5.7% | 54.6% | 23.8% | 30.8% | 0.0% | 100% |
| H30年度 | 134 | 18 | 101 | 62 | 39 | 0 | 253 |
| | 53.0% | 7.1% | 39.9% | 24.5% | 15.4% | 0.0% | 100% |



●分析

・相談経路として、「関係機関等からの紹介」が約7割を占めており、その中でも「他の関係機関」からの割合が6割と、非常に多くなっていることは、「たるさぼ」に関する庁外の関係機関からの認知が進み、連携して支援に当たる機会が増えていることによるものと考えられ、今後も複雑化、複合化する課題を抱える方からの相談に対応するため、連携を強化していく必要がある。

（市役所内の他部署）

保険収納課、生活安全課、保健所、こども福祉課、女性相談室、福祉総合相談室内の他グループ、納税課、水道局など

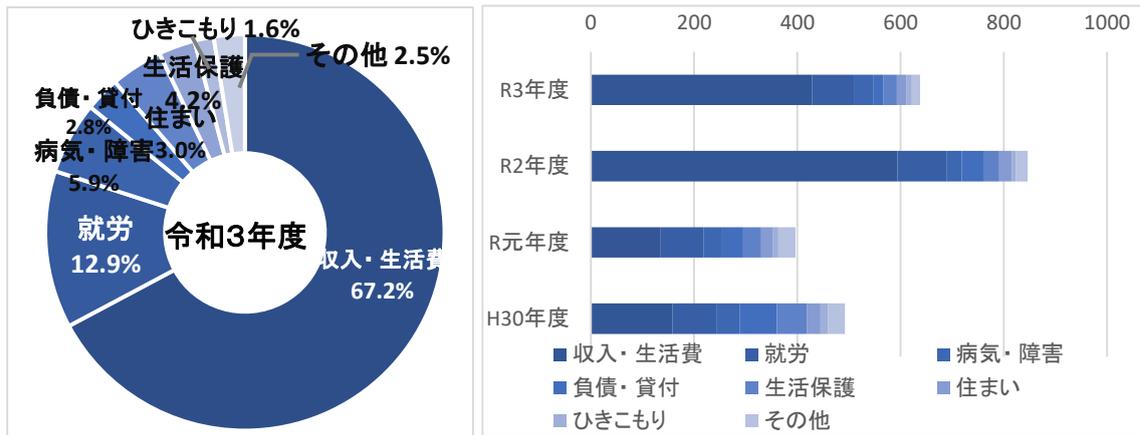
（市役所外の関係機関の例）

居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市議会議員、民生児童委員、ハローワーク、社会福祉協議会、医療機関、警察など

・「本人」から直接相談があるケースの中にも、他機関から「たるさぼ」を紹介していた結果、本人から直接連絡をもらう場合が含まれている。

2-5 相談内容（複数回答）

| | 収入・生活費 | 就労 | 病気・障害 | 負債・貸付 | 生活保護 | 住まい | ひきこもり | その他 | 合計 |
|-------|--------------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|-------------|
| R3.4 | 41 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | 50 |
| R3.5 | 46 | 5 | 1 | 1 | 3 | 0 | 0 | 1 | 57 |
| R3.6 | 78 | 6 | 5 | 3 | 5 | 3 | 1 | 0 | 101 |
| R3.7 | 64 | 6 | 1 | 0 | 4 | 0 | 2 | 5 | 82 |
| R3.8 | 49 | 2 | 4 | 1 | 3 | 3 | 1 | 2 | 65 |
| R3.9 | 48 | 10 | 5 | 1 | 4 | 3 | 1 | 1 | 73 |
| R3.10 | 19 | 13 | 6 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 42 |
| R3.11 | 26 | 11 | 6 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 45 |
| R3.12 | 22 | 8 | 4 | 1 | 3 | 4 | 2 | 0 | 44 |
| R4.1 | 16 | 4 | 1 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 27 |
| R4.2 | 10 | 6 | 2 | 4 | 1 | 2 | 0 | 2 | 27 |
| R4.3 | 10 | 6 | 2 | 3 | 2 | 1 | 0 | 1 | 25 |
| R3年度 | 429 67.2% | 82 12.9% | 37 5.9% | 18 2.8% | 27 4.2% | 19 3.0% | 10 1.6% | 16 2.5% | 638 100% |
| R2年度 | 594 32.1% | 96 17.3% | 28 9.2% | 42 14.6% | 31 11.8% | 25 5.5% | 7 2.8% | 23 6.7% | 846 100% |
| R元年度 | 135 34.1% | 84 21.2% | 35 8.8% | 41 10.4% | 35 8.8% | 23 5.8% | 10 2.5% | 33 8.3% | 396 100% |
| H30年度 | 158 32.1% | 85 17.3% | 45 9.1% | 72 14.6% | 58 11.8% | 27 5.5% | 14 2.8% | 33 6.7% | 492 100% |

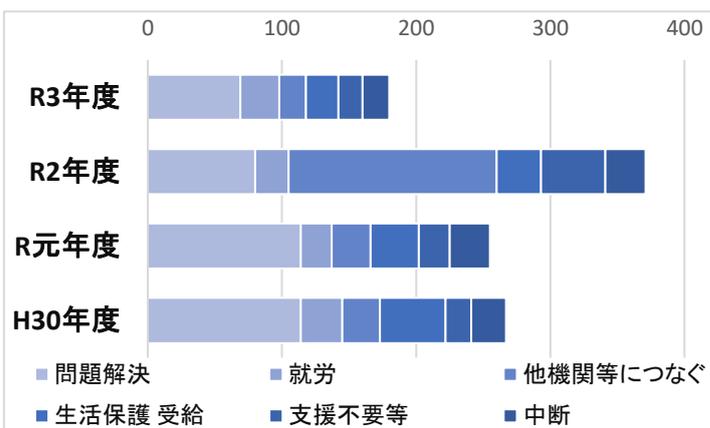
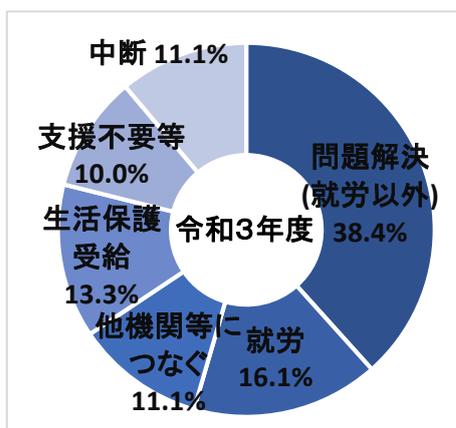


●分析

- ・「収入・生活費」と「就労」で全体の約8割を占めている。両方の悩みを抱える相談者が多く、多重債務を抱える相談も高い割合となっている。
- ・相談者1人あたりの相談内容は約1.3件であるが、さらに多数の複合的な課題を抱えている方も多く、相談が複雑化、複合化する傾向にある。
- ・相談者本人のみの課題ではなく、同じ世帯の方も課題を抱えている方が少なくないため、世帯全体への支援をしていく必要が生じている。

2-6 相談終結者数

| | 問題解決 (就労以外) | 就労 | 他機関等 につなぐ | 生活保護 受給 | 支援不要等 | 中断 | 合計 |
|-------|----------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| R3.4 | 0 | 1 | 0 | 4 | 2 | 1 | 8 |
| R3.5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| R3.6 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| R3.7 | 0 | 1 | 1 | 3 | 1 | 0 | 6 |
| R3.8 | 5 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 7 |
| R3.9 | 0 | 2 | 0 | 5 | 0 | 0 | 7 |
| R3.10 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 1 | 14 |
| R3.11 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 3 | 11 |
| R3.12 | 3 | 2 | 3 | 3 | 1 | 3 | 15 |
| R4.1 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 4 |
| R4.2 | 9 | 3 | 5 | 4 | 4 | 11 | 36 |
| R4.3 | 43 | 14 | 4 | 1 | 4 | 0 | 66 |
| R3年度 | 69 38.4% | 29 16.1% | 20 11.1% | 24 13.3% | 18 10.0% | 20 11.1% | 180 100% |
| R2年度 | 80 21.6% | 25 6.7% | 155 41.8% | 33 8.9% | 48 12.9% | 30 8.1% | 371 100% |
| R元年度 | 114 44.7% | 23 9.0% | 29 11.4% | 36 14.1% | 23 9.0% | 30 11.8% | 255 100% |
| H30年度 | 114 35.1% | 31 16.3% | 28 10.1% | 49 26.0% | 19 4.8% | 26 7.7% | 267 100% |



●分析

・前年度（令和2年度）においては、「他機関等につなぐ」の件数が突出していたが、これは新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、収入が減少した相談者への支援として、社会福祉協議会が行う生活福祉資金の特例貸付制度に案内した件数が大幅に増加したことに因る。一方、令和3年度においては、「他機関等につなぐ」の占める割合が前年度以前の”コロナ前”の状況に戻り、同様に、終結理由のそれぞれが占める割合についても、概ね例年並みに戻っている。このことは、新型コロナウイルス感染症による経済的支援の利用が一巡したことで、経済的な状況が一定程度落ち着いたことによるものと思われる。

（「他機関等につなぐ」における他機関の例）

小樽市（保健所、生活安全課等）、消費者センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、障がい者就業・生活支援センター、障がい者相談支援事業所、他自治体の自立相談支援機関など

2-7 相談支援事例

| 【事例1】 Aさん 30代女性 | |
|------------------|---|
| 本人の 状態・ 訴え | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店が休業となり収入が減少した。就労は再開したが時短勤務となっているため、十分に収入回復していないため、転職も考えているが、生活費がうまくやりくりできるのか不安がある。</p> <p>一人親世帯で、春に子供が進学をするため、それまでに生活基盤を立て直したい。</p> |
| 支援 内容 等 | <p>(面談)</p> <p>札幌の飲食店に勤務していたが、コロナの影響により店が休業となり、就労再開しても時短勤務で収入は十分に回復せず。通勤での感染リスクを下げるため、自家用車で通勤していたことにより、交通費負担も増加。事務関係の仕事であればコロナの影響を受けないと考え転職を考えているが、その間の生活費が上手くやりくりできるのか不安があり、利用できる制度を活用したいと相談に来た。</p> |
| | <p>(対応)</p> <p>本ケースはR2年4月より対応し、新型コロナウイルス感染症による減収を理由として特例貸付等を申請し、住居確保給付金申請も受付けていた。本人は休業期間中も収入回復と仕事の安定を目指し、転職活動を実施。ハローワーク促進事業も利用し、担当者と相談できる機会を設けたが、限られた求人の中で本人の希望に合った仕事を見つけることはできなかった。結果的に生活費を確保するため、本人の希望により短期間のアルバイトに応募し採用となった。</p> <p>本人が生計回復に務めた結果、世帯収入が増えたことで住居確保給付金制度対象外となり、給付は6か月で終了。一度は支援計画を終結としたが、本来の仕事が再開しておらず、アルバイトも期限があったことから、本人には定期的に状況確認を行い、求人提案もし続けた。</p> <p>R3年4月からは飲食店での就労が再開したものの、新型コロナウイルス感染症は終息せず、シフトも時短となっていたため、児童扶養手当と合わせても厳しい状況が続いていた。再び緊急事態宣言が発令された際に、本人より相談があり、給料の減少が確認されたため、本人も転職活動を再開したいと希望。住居確保給付金再支給申請と生活困窮者自立支援金の申請を提案し、本人が希望していたコロナの影響を受けにくい仕事に就くため、ハローワーク担当者とも相談し、公共職業訓練受講を決意。飲食店は退職した。</p> <p>公共職業訓練終了後は、無事に事務関係の仕事に採用が決まり就労開始。現在も仕事は順調に継続しており、職場も本人の世帯状況を理解して仕事面での配慮などをしてきている。娘の進学については、北教組奨学金やその他給付型の奨学金を案内し、進学費用の負担軽減が図れるよう提案。更に、こども未来塾を案内し受講にもつながり、娘が希望していた高校への進学も決まった。</p> |
| | <p>(評価)</p> <p>本ケースはR2年より対応していた経過があり、本人の努力によって世帯収入が基準を上回り、住居確保給付金申請が9か月に満たずに終了していた世帯であった。しかし、コロナが終息せず飲食店の休業が続いていたこと、収入増加のきっかけとなった仕事は短期間のアルバイトであったことを受け、支援計画が終了した後も、継続して状況確認をしていたことで、本人も困った時に相談をしてくれるような関係性を構築することができた。</p> <p>結果、世帯の状況変化を見逃さず、本人が必要とする制度や支援を実施できたことにより、生活の安定が図れたと判断する。</p> <p>また子どもの進学を控えていたことを受け、給付型奨学金の提案やこども未来塾への繋ぎも行い、世帯の抱える課題に対応することができたことは評価できる。</p> |
| | <p>(分析)</p> <p>本来であれば、制度の利用が終了した時点で支援終結となるのが基本であるが、本ケースは継続して関わることで、本人が抱えている課題を把握し、本人が必要とするタイミングに、できる支援を早期に検討することができた。</p> <p>本人が抱える困りごとは、相談が終了後も続く場合もあり、終結すべきタイミングの判断が難しいこともある。本ケースにおいては、コロナという特殊な状況下における支援であったため、継続的に状況を確認していくべきとの判断となったが、全ての世帯に実施していくことは難しい。アウトリーチは必要であるが、相談者が困りごとを抱えた際に、「ここに相談をすればいい」と思ってもらえる機関になることが重要であると改めて認識した。</p> |

| 【事例2】 Bさん 50代男性 | |
|------------------|--|
| 本人の 状態・ 訴え | <p>地域包括支援センターより「母の施設入所により、同居の息子が無職であることが判明した。息子の自立相談を受けてもらえないか」と依頼があった。息子はこれまでは母の年金で生活していたが、母の施設入所に伴い、その一部が施設費用に回ることとなった。それでも生活できる金額は残るが、これまでよりは減ること、将来的に母が亡くなると収入が途絶えることになることから、就労を希望している。</p> |
| 支援 内容 等 | <p>(面談) 高校卒業後、いくつもの仕事を経験しているが、どれも数か月で退職している。どの時期にどんな仕事をしていたかをあまり明確に覚えていない。最後に働いてから20～25年が経過している。警備やスーパーの仕事を希望している。</p> |
| | <p>(支援内容) まずはともに求人を探すこととし、ハローワークに同行。その後、スーパーの品出し求人を紹介すると応募を希望されたため、履歴書作成、面接対策、スーツ貸出等の支援を行った。しかし面接当日、筆記試験に計算問題が出たことで混乱し、面接中に支援員に電話連絡。面接に至らず不採用となった。(この時点で計算ができないこと、とっさの判断が苦手であることが判明。もう少し深い介入が必要と判断。) その後、面談や簡易ボランティアへの参加、支援員単独による企業訪問などを経て、スーパーの荷物搬出入の求人を紹介すると応募を希望。今度は面接同行まで実施し、ひとまず採用となった。</p> |
| | <p>(就労後の支援) 入社前の支援は、入社のための必要書類の準備程度にとどめたが、仕事への不安が思いのほか強く、初日勤務を2度、先延ばししてしまったため、初日勤務への同行を実施。支援員からも先方担当者に挨拶した。 初日勤務を達成したことにより入社前の不安は払拭されたが、今度は「仕事が覚えられないこと」に不安を感じ始め、頻繁に支援員に電話が来るように。話を聴いて問題を整理することにより、いったんは落ち着くが、結局、仕事を休むようになった。 最終手段として、支援員の現場同行を企業側に依頼し、数日間共に働き、本人の不安・疑問点と企業側の要望との仲介を行った。するとある段階から急に仕事内容を飲み込み始め、その後すぐに当初求められた仕事内容をマスターした。それからは自信がつき、しばらく不安の電話も来なくなった。 しかし2週間後、今度は「それ以上の仕事」(空いた時間に自分で考えて必要な行動をとること)を求められ、それがどうしてもできないことで自信を失った。今度の不安はこれまでよりも強く、また支援員としても支援が難しい問題であるため、進退についてはあくまで本人の判断に委ねたところ、退職を決断された。</p> |
| | <p>(分析) 初日勤務から退職まで約1か月。短期の就労となってしまった。しかしこの間、本人は確かに努力し、覚えられなかった仕事を覚えることができた。不眠を訴えていたが、仕事で体が疲れることにより眠れるようになった。仕事ぶりが真面目で丁寧であることも発見できた。 最初から不安が強く、支援員としても常に、(精神面・体力面の負担も考慮して)継続がよいのか退職がよいのかを迷い続けた。本人には、支援員の迷いを率直に伝え、支援員としての考えは示しながらも、最終的には本人の判断に任せてきた。 判断力の低さが弱点であるところに、判断力を求められてしまったことが残念であった。もしも支援を再開することになれば、今回発見できた長所を活かせるような支援をしたい。</p> |

3 就労支援実績

3-1 就労支援実績

| | 性別 | 年齢 | 就労 | 増収 | 支援メニュー | | | | | | 備考 |
|-------|----|-----|----|----|--------|--------------|----------|------|------|------|-------------|
| | | | | | 情報提供 | キャリアコンサルティング | 応募書類作成指導 | 面接対策 | 面接同行 | 定着支援 | |
| R3.4 | 女 | 40代 | ○ | | | ○ | | | | | |
| | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| R3.5 | 女 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 男 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 男 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| R3.6 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| R3.7 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 男 | 40代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 男 | 40代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 男 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| R3.8 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | ○ | 就労準備支援事業利用者 |
| R3.9 | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| R3.10 | 男 | 60代 | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 男 | 60代 | ○ | | ○ | | ○ | | | | |
| R3.11 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | 就労準備支援事業利用者 |
| | 女 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 40代 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | | | |
| | 男 | 40代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| R3.12 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | |
| | 女 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | | | | | |
| | 女 | 60代 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| R4.1 | 男 | 50代 | | ○ | ○ | | | | | ○ | |
| R4.2 | 男 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| R4.3 | 女 | 20代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | |
| | 女 | 30代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 女 | 40代 | ○ | | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 男 | 50代 | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 合計 | | | 29 | 4 | 31 | 31 | 10 | 9 | 2 | 27 | |

※企業開拓実績（就労支援）

訪問会社数 14社

| | 受入可能 | 受入実績あり |
|----------|------|--------|
| 一般就労（採用） | 22 | 4 |
| 就労体験 | 2 | 2 |
| 会社見学 | 10 | 7 |

●分析

- ・【20代】6名【30代】7名【40代】6名【50代】10名【60代】3名 計32名
- ・【女性】21名【男性】11名 計32名
- ・幅広い年代から就労支援希望があった。性別としては、女性の方が多かった。
- ・支援メニューは、本人の希望や状況に応じて使い分けた。全メニューを利用して深くかかわる場合もあれば、「情報提供」と「キャリアコンサルティング」までとし、応募・面接は本人のみで行う場合もあった。しかしどちらの場合も「定着支援」（電話での状況確認や定期的な面談、職場同行など）には力を入れることとし、このことが実際に定着につながるケースもあった。
- ・「面接同行」については、その効果を慎重に考えた。2回の「面接同行」はいずれも採用に繋がったが、懸念を持つ企業もあるため、引き続き、慎重に見極めたい。
- ・生活困窮者自立支援機関が関わることによる企業側への影響について、当方が関わることでマイナスイメージを持たれるのではないかと懸念したケースもあったが、結果的には、当方の立場を説明し、本人の状況や特性を丁寧に伝えることがマイナス影響になることはなかった。上記「面接同行」のように慎重に考えるべきケースはあるが、基本的には、希望者に対しては、できる限り積極的な支援を行うことが必要であると考えられる。

【事例1】 Cさん 20代女性

| | |
|---------------------------|---|
| <p>本人の 状態・ 訴え</p> | <p>本人は、専門学校を卒業後、仕事に就いても人間関係を上手く築くことができなかつたり、仕事についていくことができず、短期間で辞めてしまうことを繰り返していた。働きたいと思う気持ちはあるが長続きしない。どのような仕事なら続けられるのか相談したい。</p> |
| <p>支援 内容 等</p> | <p>(面談) 最初に母親から相談の電話があり、本人と家族で初回面談を実施。本人は札幌のクリニックで社交性不安障害の診断を受けていた。小学校の時から学校へ行くことへの抵抗はあり、生きづらさを常に抱えてきた。通信制高校を卒業後、専門学校へ進学。卒業はしたが、専門学校で学んだことを生かした仕事に就くことは難しかったため、ハローワークの職業訓練で医療事務の資格を取得し就職したが、仕事についていくことができず、1週間で辞めてしまった。他にも別の仕事に就いたことはあったが、人間関係を上手く築けずに辞めていた。家族としてはせっかく取得した資格を生かして仕事についてもらいたいと考えていること、既に返済開始となっている奨学金の支払いが負担であり、本人にはせめて奨学金と自分の携帯料金は払ってほしいと思っていた。本人も働ける場があるなら働きたいと思っている。</p> <p>(対応) 現状で本人の興味等を基に仕事を探しても、また短期間で仕事を辞める可能性があり、同じことを繰り返すことによって、本人の不安を助長させる可能性があることを示唆。本人が受診していたクリニックでは心理検査を受けていなかったことを受け、得手不得手を把握するためにも一度心理検査を受けることを提案した。また、心理検査を受けるまでの間、他者との交流の機会が減らないよう、就労準備支援事業の見学を提案し、人との交流を図ることを提案。何度か見学にも参加してもらいながら、本人の状況確認を行っていった。 しかし、心理検査実施までの間も自身で求人に応募し、採用となったものの、やはり勤務3日で続けることができなくなった。 初回面談より1か月後、心理検査が行われ、結果の受診時はたるさば相談員も同行した。医師からは、発達障害の問題はなく、社交性不安障害が要因となっているため、服薬により安定を図ること、年齢も若いので、支援を受けながら仕事を探していくことを提案された。本人には就労準備支援事業を利用しながら、人との関わりに自信を持つことや興味のある仕事を見つけることから始めるよう提案したが、すぐにも就労して収入を得たいと強く希望したため、成功体験を積むためにも、まずは短期間の仕事を提案。無料職業紹介事業において預かっていた求人の企業訪問を行い、仕事内容の確認や、こういった人材を求めているかなどの把握に努めた。3か月間の短期雇用であったことと、少人数の職場で対人面においても負担が少ないと考え、本人が応募を希望。企業にも情報提供を行い、採用に至った。 採用後も定期的に本人、家族、企業と連絡をとり、困りごとを抱えていないかを確認。企業側も本人が苦手とする仕事に対して時間をかけて指導してくれたため、無事に就労期間を全うすることができた。</p> <p>(評価) 短期間で仕事を辞める経験をこれ以上重ねないように、本人の特性を医学的な面で明らかにしたことで、本人自身も安心できた。 企業訪問などを行い本人のことを理解してもらい、就労後も本人や企業へ定着支援を続けたことは、本人が就労を継続できた要因であり、本人の自信につながったと評価できる。また無料職業紹介所として求人を預かっていたことで、仕事内容やこういった人材を求めているか等、仕事の詳細を把握して本人に提案できたことは評価であると判断する。</p> <p>(分析) 本人の経歴等から、支援者側の判断は急いで就労を決めず、就労準備支援事業の利用を提案したが、本人は強く早期の就労を希望しており、家族も同様の希望であった。 相談者は様々な生活課題を抱えており、本人の希望と支援者の見解が一致しないことは、支援過程において少なくないと考え。今回の事例では、本人の意向を尊重しつつ、最初から長期的な就労を目的とした支援ではなく、短期間の就労から始め、そこから少しずつステップアップを図っていくプランを立て、本人が自分でも仕事を全うできるという自信につながることができたと判断する。本人の意向を否定することはできないが、支援者の見解と折り合いをつけ、状況に応じて支援過程を調整していくためには、細やかなアセスメントが必要であると実感した事例であった。</p> |

4 就労準備支援実績

4-1 就労準備支援実績

●就労準備支援事業の概要

・就労準備支援事業は、一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業（実施期間は原則1年以内）。

・適切な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、社会的能力の形成を促す「社会生活自立に関する支援」、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す「就労自立に関する支援」を行う。

（小樽市での実施内容）

- ・コミュニケーショントレーニング：朝礼スピーチ、ボードゲーム、コンセンサスゲーム、スゴロクおしゃべり、座談会、かるた、アサーション（自己表現）トレーニング
- ・就労準備セミナー：ビジネスマナー、面接練習、電話対応、敬語、自己分析、ジョハリの窓（他人から見た自分）、Zoom講座、仕事理解、履歴書の書き方、就活手帳、報・連・相、応募書類をまとめてみよう
- ・工作レクリエーション：たるさぼ移転ポスター製作、エコクラフト、名札作り、コラージュ、塗り絵、カレンダー製作、紙粘土、水引作り、折り紙、ペーパーモビール製作
- ・生活力講座：美文字を目指そう、脳トレ、メンタルヘルス、フラワーアレンジメント体験、小樽について知ろう
- ・共同作業：マシュマロタワーチャレンジ、新聞紙ゲーム
- ・フィールドワーク・社会見学：市内公園探索、市立図書館へ行こう、ハローワークツアー
- ・就労体験：公用車洗車、協力企業での作業体験
- ・合同企業説明会同行

| | 就労準備支援プログラム作成 | 生活自立に関する支援 | 社会自立に関する支援 | 就労自立に関する支援 | 個別求人開拓 | 就労後のフォローアップ | 相談対応 | 計 |
|-------|---------------|------------|------------|------------|--------|-------------|------|-----|
| R3.4 | 0 | 19 | 19 | 11 | 1 | 0 | 0 | 50 |
| R3.5 | 0 | 19 | 19 | 9 | 0 | 0 | 7 | 54 |
| R3.6 | 0 | 18 | 18 | 7 | 0 | 0 | 3 | 46 |
| R3.7 | 0 | 25 | 25 | 10 | 0 | 0 | 2 | 62 |
| R3.8 | 0 | 18 | 18 | 7 | 0 | 1 | 1 | 45 |
| R3.9 | 0 | 19 | 19 | 11 | 0 | 1 | 4 | 54 |
| R3.10 | 0 | 22 | 22 | 10 | 1 | 3 | 2 | 60 |
| R3.11 | 0 | 19 | 19 | 9 | 1 | 0 | 0 | 48 |
| R3.12 | 0 | 22 | 22 | 14 | 0 | 0 | 5 | 63 |
| R4.1 | 0 | 27 | 27 | 15 | 0 | 1 | 1 | 71 |
| R4.2 | 0 | 22 | 22 | 11 | 0 | 0 | 0 | 55 |
| R4.3 | 0 | 25 | 25 | 15 | 0 | 0 | 3 | 68 |
| 計 | 0 | 255 | 255 | 129 | 3 | 6 | 28 | 676 |

●登録者数

登録者 12人 見学／お試し参加 9人

●事業所開拓

利用者の適性や希望に合わせ、職場見学、就労体験やボランティア体験の受け入れを企業や団体に働きかけている。

自己理解や仕事理解が進んでおらず、自分の適職が判らない利用者に対し、就労の前に職場見学や就労体験を行うことで実際に働くイメージを持ち「できる、できない」の判断材料を提示することができ、また、企業にとってもミスマッチを防ぐ手立てとなっている。

就労準備支援事業の課題の一つである出口づくりは、理解ある事業所や地域の協力なくしては実現しないため、所内一丸となって事業所開拓を行う必要がある。

●分析

精神面での不安や障害の疑いがあるが、病院受診や心理検査に抵抗感を持っている利用者が増えてきている傾向が見られる。体調が整わず本事業のプログラムに参加することが精一杯というケースもある。その場合、信頼関係の構築を進めながら時間をかけ状況を見て提案していく必要がある。1年以内に方向性を決めて就労に繋げることは難しさがある。本人が抱える悩みや課題の段階に合わせた細かな目標設定と、それを一つ一つ克服していくことで自己肯定感を高め、次の課題に向かっていってもらえるような支援が必要である。

4-2 就労準備支援事例

| 【事例1】 Dさん 20代女性 | |
|------------------|--|
| 本人の 状態・ 訴え | <p>高校卒業後約1年間就職活動をしたが決まらず、引きこもり状態になりつつあるため支援を希望。家では問題なく話すことができるが、初対面では言葉を発するまでに時間がかかりコミュニケーションに課題がある。質問に対し「はい」「いいえ」で答えられるが、自分の気持ちや考えを発言することは難しい。環境に慣れるまでに緊張があり時間を要する。高校卒業後パソコンの職業訓練を受講した経験から、事務作業の仕事をしてみたいと希望しているが、アルバイトを含め就労経験が無く、どんな仕事に向いているか分からない。</p> |
| 支援 内容等 | <p>(就労準備支援内容)</p> <p>①コミュニケーション力向上 毎週レクリエーション開始時に行っている朝礼や自己紹介を通し、人前で声を発するという事に慣れていった。本人が達成感を得られるよう質問に対する返答を多少時間をかけても待ち、参加回数を重ねるごとに「はい」「いいえ」以外の自分の気持ちや意見を述べられるようになった。他の利用者には時間がかかっても思いやりを持って見守る雰囲気があり、少しずつ緊張感が薄れレクリエーションの場に慣れて行く様子があった。自分から率先して話しかける事はほぼ無いが、振り返りシートによると「みんなと楽しい授業だった」、「みんなと話す回数を増やしていきたい」、「みんなで外出したい」等の記述が多く、仲間意識がありコミュニケーション力の向上にも意欲的である気持ちが伺えた。</p> <p>②生活習慣改善への意識付け レクリエーション開始時間に5分10分遅れて到着することが多く、都度遅刻の理由を確認した。体調不良などの理由が多かったが、自分から迷惑をかけ申し訳ないと素直に謝罪することは出来ていた。支援期間内に改善したとは言い難いが、意識付けは出来たものとする。</p> <p>③出来る事・出来ない事の把握 パソコンに関係した事務職への就職を希望し、自宅でタイピング練習を重ね上達し努力を続けることが出来た。(5分間200文字→750文字)しかしながら、振り返りシートの記入等に時間を要し、周りの状況に合わせ時間内に仕上げるという事が難しい場面が多かった。また質問に対する返答にも時間を要するため電話対応は困難と思われた。</p> <p>④家族との面談 支援5か月目に本人がB型就労の求人を持参してきた事をきっかけに父親と面談をし、家族の考えを確認。求人は両親からの提案であったがこのような仕事もあるという事を本人に知らせるためであり、福祉就労を考えてはいないとのことだった。</p> <p>(就労支援)</p> <p>支援開始10か月目に就労体験に挑戦したが、協力企業からは、自分から挨拶をする等の社会性や自分から必要に応じて質問する等の業務能力における評価を得ることが出来なかった。常になにか周りを気にしているような様子が見られたため、一般就労は難しいのではとの見解があった。父親に就労体験の結果を説明し、引き続きたるさばで就労支援を実施するとしても本人の得手不得手の把握がより必要となることをお伝えし、心理検査を提案したところ、家族での話し合いを経て、準備支援事業からは離れて福祉サービスの利用を含め検討する事となった。</p> <p>(就労準備支援事業利用期間を終えての評価)</p> <p>定期的に本事業のプログラムに参加することで生活リズムを整える一助になった。また家族以外の人とのコミュニケーションの機会を得て向上する様子が見られた。本人は就労に意欲的で努力もあり、一般就労を希望していたが、プログラム参加を継続することで課題が浮彫りとなり就労体験をきっかけに家族に再考していただく事となった。結果就労移行支援を含めた別の支援へ向かう事となり、本人にとっての最善の支援を模索することに繋がられたものとする。</p> <p>(分析)</p> <p>家族だけでは解決し得なかった他人とのコミュニケーションや、生活自立・社会的自立への意識付けとしては一定の効果は得られた。しかし、支援期間の制限がある中での就労準備支援としては、本人に自己理解・仕事理解を早期に進めてもらえるような準備支援プログラムを用意し、参加してもらうことでアセスメントの機会を重ねる必要がある。そのアセスメントによって本人の希望や段階に合わせた支援に繋がるものとする。コロナ禍の中ではあったが、職場見学・就労体験・ボランティア体験等の機会をより多く用意すべきであったとの反省点がある。本事業の周知を進め、企業や団体への働きかけにより理解と協力を得ていく事も課題である。</p> |

5 住居確保給付金支給実績

5-1 住居確保給付金支給実績

●事業概要

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響のため個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、実際の家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等に市から直接支払われる。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職や減収となった方へ支援として、支給要件の緩和や再々支給、再支給が、前年度に引き続いて行われたため、同感染症の流行以前と比べ相談、申請件数とも大幅に増加している。

●事業開始年度 平成27年度

（平成27年度は福祉部相談室所管、平成28年度からたるさぼ所管）

●利用実績

| 年度 | 相談 | 申請 | | | | | 決定 | | | | | 中止 | | | | | |
|-----|-----|-----|----|-----|------|-----|----|----|-----|------|-----|----|----|-----|------|-----|---|
| | | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 | |
| R3 | 4月 | 10 | 5 | 2 | 5 | 0 | 3 | 4 | 2 | 3 | 1 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 5月 | 7 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 7 | 1 | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | 6月 | 6 | 2 | 4 | 1 | 0 | 5 | 5 | 4 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| | 7月 | 3 | 2 | 3 | 2 | 0 | 2 | 2 | 4 | 3 | 0 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 8月 | 2 | 1 | 1 | 1 | 0 | 5 | 2 | 0 | 1 | 0 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 9月 | 10 | 4 | 3 | 3 | 1 | 2 | 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 10月 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 1 | 4 | 2 | 3 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 11月 | 7 | 6 | 1 | 0 | 0 | 3 | 5 | 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 12月 | 1 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 1月 | 3 | 2 | 3 | 0 | 0 | 2 | 1 | 3 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 2月 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| | 3月 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 合計 | 52 | 31 | 19 | 18 | 1 | 29 | 34 | 20 | 20 | 2 | 31 | 6 | 6 | 1 | 0 | 1 |
| R2 | 合計 | 266 | 89 | 56 | 36 | 3 | 23 | 81 | 54 | 33 | 2 | 21 | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 |
| R元 | 合計 | 12 | 1 | 0 | 0 | — | — | 1 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — |
| H30 | 合計 | 11 | 5 | 0 | 0 | — | — | 5 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — |

6 家計改善支援実績

6-1 家計改善支援実績

●事業概要

家計の収支を把握できていなかったり、多重債務を抱えていたりするなど、家計管理がうまくいかないため、経済的に困窮する方を対象とする事業。相談を通じ、本人を含む世帯全体の収入や支出の状況を理解してもらい、生活を見直すことで収支を自己管理できることを目標に支援を行う。

●事業開始年度 令和元年度

●利用実績 利用者数 1人

7 子どもの学習・生活支援実績

7-1 子どもの学習・生活支援実績

●事業概要

ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯の児童（中学1年生～中学3年生及び高校1年生）を対象として、学生や社会人が学習支援員（委託事業者にて確保）となり、個々の児童の学力に応じて学習を支援する。

また、勉強をしながら児童とコミュニケーションを図り、生活面での相談や進学相談に応じるなど、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。



●事業開始年度 令和元年度

※高校一年生の支援については、令和3年度から実施

●実施内容

原則として毎週土曜日の午後2時～4時に1か所の会場で実施
講師1名につき児童、生徒2～4名を指導

●利用実績

受講者のうち、第一志望の高校に合格した中学3年生の人数：15人

| | 実施回数 | 受講人数 | | | | | 延べ出席回数 | | | | |
|-------|------|------|-----|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|
| | | 中1 | 中2 | 中3 | 高1 | 中1 | 中2 | 中3 | 高1 | | |
| R3.4 | 3 | 98 | 44 | 21 | 6 | 27 | 84 | 42 | 18 | 4 | 20 |
| R3.5 | 3 | 108 | 48 | 21 | 12 | 27 | 73 | 31 | 17 | 8 | 17 |
| R3.6 | 1 | 36 | 16 | 7 | 4 | 9 | 25 | 9 | 6 | 1 | 9 |
| R3.7 | 5 | 36 | 80 | 39 | 19 | 45 | 108 | 55 | 27 | 10 | 16 |
| R3.8 | 1 | 38 | 16 | 8 | 5 | 9 | 17 | 9 | 4 | 1 | 3 |
| R3.10 | 5 | 205 | 80 | 45 | 35 | 45 | 91 | 40 | 22 | 8 | 21 |
| R3.11 | 4 | 184 | 64 | 36 | 48 | 36 | 97 | 31 | 21 | 30 | 15 |
| R3.12 | 6 | 258 | 96 | 54 | 54 | 54 | 126 | 52 | 23 | 32 | 19 |
| R4.1 | 5 | 240 | 80 | 45 | 70 | 45 | 96 | 33 | 18 | 33 | 12 |
| R4.2 | 4 | 184 | 64 | 36 | 48 | 36 | 82 | 25 | 16 | 31 | 10 |
| R4.3 | 4 | 184 | 64 | 36 | 48 | 36 | 76 | 30 | 22 | 9 | 15 |
| 計 | 41 | 1571 | 652 | 348 | 349 | 369 | 875 | 357 | 194 | 167 | 157 |

※R3.5.22～R3.6.19及びR3.8.14～R3.9.25は新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言期間中のため休校

8 その他の取組実績

8-1 新型コロナウイルス感染症に関する支援について

①生活困窮者住居確保給付金（再掲）

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響のため個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、実際の家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等に市から直接支払われる。

令和3年度は、新型コロナ感染症の影響を受けて離職や減収となった方へ支援として、支給要件の緩和や再々支給、再支給が、前年度に引き続いて行われたため、同感染症の流行以前と比べ相談、申請件数とも大幅に増加している。

●利用実績

| 年度 | 相談 | 申請 | | | | | 決定 | | | | | 中止 | | | | |
|-----|-----|----|----|-----|------|-----|----|----|-----|------|-----|----|----|-----|------|-----|
| | | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 | 当初 | 延長 | 再延長 | 再々延長 | 再支給 |
| R3 | 52 | 31 | 19 | 18 | 1 | 29 | 34 | 20 | 20 | 2 | 31 | 6 | 6 | 1 | 0 | 1 |
| R2 | 266 | 89 | 56 | 36 | 3 | 23 | 81 | 54 | 33 | 2 | 21 | 8 | 4 | 3 | 0 | 0 |
| R元 | 12 | 1 | 0 | 0 | — | — | 1 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — |
| H30 | 11 | 5 | 0 | 0 | — | — | 5 | 0 | 0 | — | — | 0 | 0 | 0 | — | — |

②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対して、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付により支援を行ってきたが、影響の長期化により特例貸付の終了後も依然として生活困窮状態が続く世帯に対して、早期の就労による自立を図るため、又はそれが困難な場合には円滑に生活保護受給に繋げるため、支援金を給付する制度（事業開始：令和3年7月～）

●利用実績

令和3年度申請件数 138件 給付件数 128件

③生活福祉資金特例貸付（小樽市社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金お困りの方を対象に生活福祉資金の特例貸付（緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を行う制度。実施主体は北海道社会福祉協議会で、小樽市社会福祉協議会が窓口となり実施。

※緊急小口資金の本則による貸付については、8-2に別掲。

●利用実績

| 年度 | 緊急小口資金 | | 総合支援資金 | | | | | |
|----|--------|---------|--------|---------|-------|---------|-------|---------|
| | | | 初回 | | 延長 | | 再貸付 | |
| | 受付(件) | 金額(千円) | 受付(件) | 金額(千円) | 受付(件) | 金額(千円) | 受付(件) | 金額(千円) |
| R3 | 353 | 65,060 | 390 | 203,214 | 68 | 35,841 | 329 | 173,933 |
| R2 | 879 | 156,900 | 544 | 273,703 | 225 | 114,733 | 188 | 98,205 |

※総合支援資金の延長は、R2.6～R3.7月末、再貸付についてはR3.2～12月まで実施

8-2 貸付及び現物支給の実績

①生活困窮者自立支援資金貸付（小樽市社会福祉協議会）

小樽市に住民登録を有し、自立相談支援事業による支援を受けている世帯で他の貸付制度等を利用しておらず、所定期間内に償還が可能と認められる者を対象に、個々の状況に応じ必要額を算定した上で貸付を行う。貸付上限額は10万円であるが、連帯保証人が必要である。（3万円以下の貸付の場合は不要）

②緊急小口資金（北海道社会福祉協議会）

原則として①同様に自立相談支援事業による支援を受けている世帯を対象に10万円を上限として貸付を行う。連帯保証人は不要である。小樽市社会福祉協議会を通じ北海道社会福祉協議会へ申し込むことが必要である。

③生活困窮者物資支援事業（小樽市社会福祉協議会）

自立相談支援事業又は小樽市社会福祉協議会の貸付相談において、緊急又は一時的に生活物資の提供が必要と認められる世帯を対象とし、年度内に5,000円相当を上限として物資を提

| | 生活困窮者 自立支援資金貸付 (小樽市社会福祉協議会) | | 緊急小口資金 (北海道社会福祉協議会) | | 生活困窮者物資支援事業 (小樽市社会福祉協議会) | |
|-------|-----------------------------------|---------|------------------------|---------|-----------------------------|------------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 内容 |
| R3.4 | 1 | 10,000 | 0 | 0 | 1 | 食料 |
| R3.5 | 1 | 12,800 | 0 | 0 | 0 | |
| R3.6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 食料 |
| R3.7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | ガソリン |
| R3.8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 食料 |
| R3.9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| R3.10 | 1 | 10,000 | 0 | 0 | 0 | |
| R3.11 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 食料・ガソリン |
| R3.12 | 2 | 30,000 | 1 | 100,000 | 1 | 灯油 |
| R4.1 | 5 | 125,000 | 1 | 100,000 | 2 | 食料 |
| R4.2 | 2 | 50,000 | 0 | 0 | 4 | 食料・灯油・ガソリン |
| R4.3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 食料・灯油・ガソリン |
| R3年度 | 12 | 237,800 | 2 | 200,000 | 19 | |
| R2年度 | 22 | 450,000 | 5 | 500,000 | 29 | |
| R元年度 | 15 | 347,000 | 5 | 343,000 | 30 | |
| H30年度 | 29 | 788,000 | 9 | 780,000 | 48 | |

●分析

・生活困窮者自立支援資金貸付及び生活困窮者物資支援事業は、生活困窮者自立支援制度の開始に併せて小樽市社会福祉協議会が新たに設けた制度である。貸付は自立相談支援機関の相談受付を必須としている。

・一時的に出費がかさんだことで次の給料日や年金までの生活費が不足するなどの相談に対して、貸付及び物資支援が効果的であった。

・貸付制度申請の際には、細かな聞き取りと自立の見込みを検討し、都度、市社協と協議した。

・前年度と同様、貸付要件を満たせない世帯や食料や燃料が確保されることで貸付に至らずに済む場合には、物資支援を行うケースが目立った。

・前年度よりも物資支援事業の件数が減っている点は、物資支援の一環として、市社協にて購入した食料セットを給付するケースが多かったためである。

・従来の緊急小口資金貸付よりも、コロナ特例の緊急小口貸付を申請するケースが増えたため、申請件数が減っている。

8-3 食料等支給の実績

初回相談時に経済的に困窮しており「食料に困っている」という相談があった場合や、継続支援者の中にも引き続き困窮状況が解消しない場合などに、フードバンク等から提供を受け、「たるさば」で保管している食料を支給している。

| | アルファ米 | インスタント麺 | カンパン・クラツカ | 乾麺 | 米 | パックライス類 | 缶詰・ソーセージ | そうざい類 | 調味料 | ふりかけ・茶漬類 | 味噌汁・スープ類 | レトルト食品 | 飲料 | お菓子類 |
|-------|-------|---------|-----------|----|---|---------|----------|-------|-----|----------|----------|--------|----|------|
| R3.4 | | | 1 | | | | 5 | | | | | | | |
| | | | 5 | | | | 32 | | | | | | | |
| R3.5 | 6 | | | | | | 10 | | | | | | | |
| | 121 | | | | | | 50 | | | | | | | |
| R3.6 | | | | | | | | | | | | | | |
| R3.7 | | | | | | | | | | | | | | |
| R3.8 | | | 1 | | | 8 | | | | | | | | |
| | | | 5 | | | 80 | | | | | | | | |
| R3.9 | 20 | 1 | | | 1 | | | | 1 | | | 2 | | |
| | 70 | 10 | | | 5 | | | | 1 | | | 3 | | |
| R3.10 | 16 | | | | | | | 5 | | | | | | 1 |
| | 150 | | | | | | | 14 | | | | | | 1 |
| R3.11 | | 3 | | | | | | | | | | | | 3 |
| | | 6 | | | | | | | | | | | | 3 |
| R3.12 | 1 | | | | | 2 | | 2 | | | | 1 | | 1 |
| | 5 | | | | | 5 | | 6 | | | | 4 | | 1 |
| R4.1 | | 1 | | | | | | | | | | | | 2 |
| | | 2 | | | | | | | | | | | | 2 |
| R4.2 | | 14 | 1 | | | | 3 | | | | | 1 | | |
| | | 89 | 1 | | | | 5 | | | | | 1 | | |
| R4.3 | | 9 | | | | | | | | | | | | |
| | | 18 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | 43 | 28 | 3 | 0 | 1 | 10 | 18 | 7 | 1 | 0 | 0 | 4 | 0 | 7 |
| | 346 | 125 | 11 | 0 | 5 | 85 | 87 | 20 | 1 | 0 | 0 | 8 | 0 | 7 |

※ 各月の数字は、上段が延べ対象世帯数、下段が提供数

●食料支給の提携先団体等

| 品目 | 団体等の名称（順不同） | 品目 | 団体等の名称（順不同） |
|-------------|--|----------|---------------------------------------|
| アルファ米 | 後志報恩会、北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、ハンズハーベスト北海道、小樽市（災害対策室） | そうざい類 | 小樽市社会福祉協議会、北海道済生会、一般市民 |
| インスタント麺 | 小樽市社会福祉協議会、小樽四ツ葉学園、北海道宏栄社、カーバンクル錦屋さいとう | 調味料 | 小樽市社会福祉協議会、一般市民 |
| カンパン、ビスケット類 | 北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、塩谷福祉会、小樽商科大学、ハンズハーベスト北海道 | ふりかけ・茶漬類 | 北海道済生会、北海道宏栄社、一般市民 |
| 乾麺 | 本願寺小樽別院、小樽市社会福祉協議会、ハンズハーベスト北海道 | 味噌汁・スープ類 | 小樽市社会福祉協議会、後志報恩会、北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、一般市民 |
| 米 | たるっこ食堂、北海道宏栄社、一般市民 | レトルト食品 | 後志報恩会、北海道済生会、フードバンク札幌、北海道宏栄社、和光学園 |
| パックライス | 北海道済生会 | 飲料 | 小樽市社会福祉協議会、ハンズハーベスト北海道 |
| 缶詰 | 小樽市社会福祉協議会、和光学園、北海道宏栄社、小樽四ツ葉学園、北海道済生会、フードバンク札幌、塩谷福祉会 | お菓子類 | 北海道宏栄社、塩谷福祉会、ハンズハーベスト北海道、カーバンクル錦屋さいとう |

8-4 事業説明及び連携依頼先

| 日付 | 内容 |
|----|------------------------|
| | ※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし |

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-5 講師派遣等

| 日付 | 内容 |
|----|------------------------|
| | ※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし |

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-6 イベント参加

| 日付 | 内容 |
|----|------------------------|
| | ※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし |

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-7 イベント開催

| 日付 | 内容 |
|----|------------------------|
| | ※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし |

注) []内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-8 無料職業紹介

H29.12.1 無料職業紹介所の届出を行い事業開始

8-9 視察受入等

| 日付 | 内容 |
|---------|-----------------------|
| R3.8.21 | 職場見学 ～ 名寄市立大学生1名 [主幹] |

8-10 研修・会議等出席状況

| 日付 | 内容 |
|---------------------|--|
| R3. 4. 10 | おたる子ども未来塾開校式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕 |
| R3. 4. 14 | 小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R3. 5. 21 | 北海道医療大学応用実習事前打ち合わせ（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 5. 26 | 北星学園大学実習指導者研修会（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 6. 28 | 北星学園大学ソーシャルワーク実習事前訪問〔相談〕 |
| R3. 7. 7 | こども食堂視察（ビストロこんにち輪）〔主幹〕 |
| R3. 7. 7 | 小樽市高齢者懇談会「杜のつどい」意見交換〔主幹〕 |
| R3. 7. 10 | ボランティア講座「子ども食堂・地域食堂について学ぼう」（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R3. 7. 27 | 北海道医療大学応用実習訪問指導〔相談〕 |
| R3. 8. 3 | 小樽市ひきこもり支援協議会（市役所）〔主幹〕 |
| R3. 8. 11 | 小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R3. 8. 19 | サテライトSANGOの会inおたる（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 8. 29 | 重層的支援体制構築に向けた説明会（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 9. 3 | 続・後方支援プロジェクト説明会（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 9. 13 | 主任相談支援員養成研修（オンライン）〔主任〕 |
| R3. 9. 16 | サテライトSANGOの会inおたる（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 9. 29 | 北星学園大学応用実習評価会（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 10. 13 | 小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R3. 10. 15 | 北海道生活困窮者支援情報交換シンポジウム（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 10. 21 | サテライトSANGOの会inおたる（生涯学習プラザレピオ・オンライン併催）〔主幹〕 |
| R3. 10. 27 | 小樽市要保護児童対策地域協議会 ケース会議検討会議（保健所）〔相談〕 |
| R3. 10. 27 | 北星学園大学相談援助実習会議評価会議（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 10. 29 | シェルター広域連携事業説明会（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 11. 10 | 小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R3. 11. 18 | サテライトSANGOの会inおたる（生涯学習プラザレピオ・オンライン併催）〔主幹〕 |
| R3. 11. 26 | 小樽市ケアラー支援連絡会議（市役所）〔主幹〕 |
| R3. 11. 26 | R3年度自立相談支援事業従事者養成研修〔相談〕 |
| R3. 11. 30 | 就労支援員従事者養成研修（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 12. 11 | ソーシャルワーク実習指導者講習〔相談〕 |
| R3. 12. 14 | ジョブコーチ育成プログラム（オンライン）〔相談〕 |
| R3. 12. 16 | サテライトSANGOの会inおたる（生涯学習プラザレピオ・オンライン併催）〔主幹・相談〕 |
| R3. 12. 17 | 北海道生活困窮者支援情報交換会（オンライン）〔主幹〕 |
| R3. 12. 20 | 精神保健医療業務にかかる市町村説明・研修会（オンライン）〔相談〕 |
| R4. 1. 11 | ジョブコーチ育成プログラム（オンライン）〔相談〕 |
| R4. 1. 26 ～1. 27 | 生活困窮者自立支援制度におけるブロック別研修〔主任・就労・相談〕 |
| R4. 1. 27 | 小樽市地域福祉計画推進セミナー（総合福祉センター）〔主幹〕 |
| R4. 1. 28 | サテライトSANGOの会inおたる総括会議（オンライン）〔主幹〕 |
| R4. 2. 28 | 生活福祉資金貸付事業研修会（オンライン）〔相談〕 |
| R4. 3. 25 | 小樽市ケアラー支援連絡会議（市役所）〔主幹〕 |
| R4. 3. 26 | 小樽子ども未来塾修了式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕 |

注) []内は対応者。「主任」は主任相談支援員、「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。